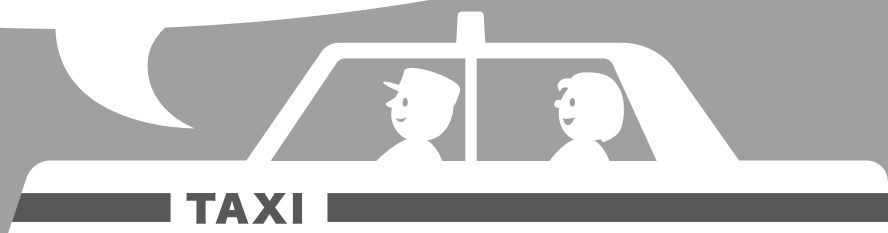


令和7年度分



障害者タクシー利用券等

(障害者福祉タクシー利用料金・自動車燃料費・福祉有償運送料金)



申請は電子申請または郵送となります



3月3日(月)~5月9日(金)

※窓口の過度な混雑緩和のため、窓口での受付は行いません。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。
《5月12日(月)以降は、障害福祉課窓口での申請受付となります。》

① 申請書の入手

3月3日(金)から、障害福祉課・各支所・鎌倉市ホームページで入手してください。

鎌倉市ホームページからe-kanagawaで申請することもできます。申請はこちらから→



② 申請書の提出

障害者福祉タクシー利用料金・福祉有償運送料金・自動車燃料費助成申請・変更届出書を障害福祉課へ提出してください。

▶令和6年1月2日以降に本市へ転入した人
令和6年度(令和5年分所得)市町村民税課税証明書

③ 利用券等の送付

申請書を受理後、3月下旬頃から簡易書留にて順次発送。

(3月20日以降に受理したものは、4月以降に、簡易書留にて順次発送。)

※申請数が多く処理に時間を要するため、申請から1週間以上かかる場合もあります。ご了承ください。

問い合わせ先・送付先 鎌倉市 健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-61-3975 (直通) FAX0467-25-1443 メール shafuku@city.kamakura.kanagawa.jp